

## 町田駅周辺整備計画有識者検討委員会設置要綱

### 第1 設置

町田駅周辺の整備の指針となる町田駅周辺整備計画の策定に関し、専門的な見地からの意見を聴取するため、町田駅周辺整備計画有識者検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田駅周辺整備計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### 第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第7 庶務

委員会の庶務は、都市づくり部地区街づくり課において処理する。

### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2022年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2024年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、2023年5月31日から施行する。